

○放課後児童健全育成事業に関して、本市が定める基準について

「子ども・子育て関連3法」に基づき、国の府省令を踏まえて、旭川市が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準は次のとおりとなっています。

1 国の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営の基準省令について

児童福祉法第6条の3第2項に基づく事業で、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の授業の終了後、児童クラブで適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

子ども・子育て支援新制度において、各市町村において、本事業に係る設備及び運営の基準を定めることとなります。（改正児童福祉法第34条の8の2第1項）

国の主な基準は、次のようになっています。

分類	主な基準
従事する者に関する基準	●放課後児童支援員は、保育士、教諭免許を有する者等であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
員数に関する基準	●職員は2人以上配置することとし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。
集団の規模に関する基準	●児童の集団の規模はおおむね40人までとする。 ※40人を超えるクラブは、クラブの分割や複数の集団に分けた対応に努める。
施設・設備に関する基準	●専用室は児童の生活の場としての機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用でき、面積は「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とする。
開所日数・時間に関する基準	●開所日数については、年間250日以上を原則とし、開所時間については、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とする。
その他の基準	●「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者・小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等を定める。

2 本市が定めた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準

国が定める基準から次のとおり上乗せ基準を設けております。

【配置職員について】

国基準	本市基準
●放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。	●補助員の資格要件は、保育士等の有資格者であることを規定。（当分の間、子育て支援員研修放課後児童コースを修了した者を含む）
●放課後児童支援員としての要件は、保育士等の有資格者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 ※補助員の資格要件の規定なし。	●他は国基準と同様

【説明】

放課後児童健全育成事業の従事者の質を確保するため、補助員はすべて保育士等の有資格者とする上乗せを行っています。

3 旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例の改正案について

旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準の改正案

- ・放課後児童健全育成事業に従事する支援員及び補助員につきましては、「旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」第11条の規定に基づき、保育士等の有資格者が従事することとされております。
- ・今回、平成30年3月30日付けで「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（厚生労働省令第46号）が公布されたことを踏まえ、本市の基準条例の改正を予定しております。

○省令の改正内容と本市の考え方案について

（省令改正内容）

- ①「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」を新設。

【改正主旨】「平成29年の地方分権改革に関する地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、一定の実務経験があり、市町村長が適当と認めた者に基礎資格の対象を拡大する。

- ②「学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改正。

【改正主旨】教員免許を取得した者であれば、その後に教員免許の更新講習を受講修了していなくても、また、免許状の有効期間を経過している場合であっても、放課後児童支援員の基礎資格を有する者であることを明確化。

- ③「学校教育法の改正に伴う厚生労働省令の改正省令」の規定により、平成31年4月施行の「専門職大学の創設」に伴う放課後児童支援員の基礎資格の基準改正

【改正主旨】平成31年4月施行の学校教育法の改正により創設される専門職大学の取扱いを踏まえ、支援員の基礎資格に「専門職大学の前期課程を修了した者」を追加。

（本市の考え方案）

- ・①については、現在まで基準省令に上乗せして規定することで、放課後児童健全育成事業に従事する者の質の確保を図っていることに加え、改正規定に該当する者が現にいないことから、質の確保の観点等を考慮し、本市では今回改正しないものとする。
- ・②について、運用上、現状からの変更はないが、国の省令改正に併せ、規定を改正する。
- ・③について、国の省令改正に併せ、規定を改正する。